

有限会社が二期目に株式会社になった場合

Q : 当社は有限会社です。有限会社は消費税が当初2期間免税になると聞いていますが、2期目に増資して株式会社になった場合はどうなりますか？

A : 2期目の途中で増資して株式会社になった場合でも、2期目は免税となります。

【解説】

消費税法では、その事業年度の基準期間がない法人は原則として消費税が課税されませんが、基準期間のない法人であっても、その事業年度開始の日における資本又は出資の額が1,000万円以上である法人については、消費税が免除されないこととされています。

つまり、新規に設立した事業年度に限らず、その設立した事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がなく、かつ、その事業年度開始の日における資本又は出資の額が1,000万円未満の法人については、消費税が免除される取扱いになっています。

したがって、ご質問のように、2期目の途中で資本金を1,000万円に増資して株式会社に変更したという場合であれば、その期の期首の資本又は出資の額は1,000万円未満ですから、その期については消費税の納税義務は免除されることとなります。

ちなみに、1期目の途中で1,000万円に増資して株式会社にしたという場合であれば、その期は免税になりますが、2期目からは課税事業者になることとなります。

